

参考様式第5-1号

洲農第649号
令和8年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	木戸 (木戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とタマネギやレタスなどの露地野菜、一部の農家で畜産を組み合わせた複合経営や、大規模酪農経営を行っている。地域内の農地はほとんど基盤整備が完了しており、現時点で耕作放棄地の発生はほとんどない。

主な担い手は、比較的若く、今後10年間は問題なく耕作できる可能性が高いものの、後継者の育成が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と露地野菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。地域内の畜産農家と連携しWCS用稻をはじめとした飼料作物の生産が進んでいる。

WCS用稻やとうもろこしは家畜の飼料として生産量の増加と共に、酪農の質向上のために高品質な飼料作物の生産を目指していくとともに、畜産農家において生産される堆肥を有効に活用した耕畜連携の推進を図っていく。

また、限られた担い手で地域の農地を守るため、スマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

木戸集落区域とする。
(別紙地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

10年後の主な担い手は2件であるので、その2件に農地を集積・集約していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

ある程度集約が進んでいるものの、今後貸付希望があった場合には、担い手に集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

水稻、野菜、畜産とすでに多様な経営体が確保できていることから、今後は後継者の育成を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年、頻繁にイノシシが出没するため、地域において対策を検討する。
- ②⑨引き続き地域内で耕畜連携の取り組みを推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。
- ③スマート農業について、実証しながら取り組みを進める。